

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2024年10月30日

2. 認定事業適応事業者の名称

アイリスオーヤマ株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

当社は、“快適生活”をコンセプトに置き、暮らしに寄り添い新たな価値を創出し続けてきました。企画から製造・販売を手掛ける責任として自社施設と設備及びサプライチェーンにおいて、環境課題を抽出して会社全体で対策を推奨・実践し、この取組を通じて共に成長しながら豊かな地球環境の実現に貢献します。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させることまたはその生産し、もしくは販売する商品もしくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標。

2025年度より事業適応を開始し、2027年度(目標年度)までに、会社全体の炭素生産性を21.55%向上させることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2027年度(計画終了年度)に、経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業(日本標準産業分類における中分類名称およびその分類コード)

富士裾野工場：飲料・たばこ・飼料製造業(中分類 10)

大河原工場：その他の製造業(中分類：32) ※主要製造品：脱酸素剤、使い捨てカイロ

(6) 事業適応の具体的内容

富士裾野工場において、計画初年度である2025年4月、同年6月に天然水製造ラインを増設。天然水の販売量及び輸出量増加に伴い売上高・営業利益増加。従来の天然水製造ラインと比較し、生産効率が向上するため、エネルギーの単位消費量が減少し、生産あたりのエネルギー起源CO2排出量削減に寄与。

大河原工場において、計画初年度である2025年1月に太陽光発電自家消費設備を導入し、同年2月に

稼働。電力購入量減少に伴い経費が削減され、営業利益増加。加えて、再生可能エネルギー由来の電力であるため、エネルギー起源CO2排出量削減に寄与。

これらの取組により、会社全体の炭素生産性を21.55%向上させる。

(7) 事業適応の開始時期および終了時期

開始時期：2025年1月

終了時期：2027年12月